兵庫県
Hyogo Prefecture

兵庫県に
お住まいの方へ

不妊治療における
先進医療費および通院交通費助成

兵庫県では、不妊治療の経済的負担を軽減し、治療の選択肢を広げるために、生殖補助医療と合わせて実施する保険適用外の「先進医療」と「その通院にかかる費用の一部」を、回数制限なしで助成します。

兵庫県では、「不妊症等に関する支援推進条例」を策定し、不妊症等に関する支援の充実に取り組んでいます。

令和8年4月1日以降の先進医療費及び先進医療の治療にかかる通院交通費が対象です

助成の対象者

以下①～⑤の要件をすべて満たす夫婦

	Check!
① 先進医療実施時点で、法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦であること。	
② 先進医療を実施した時の妻の年齢が43歳未満であること。	
③ 申請時に夫婦のどちらかが兵庫県内に住所があること。	
④ 先進医療の実施施設として承認された県内または隣接府県の医療機関で先進医療を受けていること。 隣接府県：大阪府、京都府、岡山県、鳥取県、徳島県	
⑤ 胚移植が終了した者 ※令和7年4月1日以降に先進医療を受けた者のうち、令和8年1月1日以降に胚移植が終了した者を含む ※医師の判断により治療を中止し、胚移植に至らなかった場合も、それまでにおこなった先進医療は対象	

先進医療治療費の助成

1クールあたり**3万円**（定額）

1クールとは？ 生殖補助医療開始から胚移植1回までの期間

生殖補助医療と併用して実施した「先進医療」にかかる費用が対象です

- 「先進医療」の利用があれば、保険適用の有無に関わらず（全額自費診療でも）対象となります。
- 先進医療とは、厚生労働省において先進医療として告示された技術等です。
- 先進医療の実施施設として承認された医療機関で実施されたものが助成対象となります。

通院交通費の助成

1クールの治療にかかった
通院交通費の一部

先進医療を受けるために発生した公共交通機関の利用料金(★1)または自家用車交通費(★2)の相当額が対象です

- 医療機関で作成された「通院確認書」が必要です。
- 1クールにかかった通院交通費が7,000円以上の方が対象です。

(★1) 鉄道運賃、特急料金、バス運賃、船舶運賃
※タクシー、新幹線、航空機は対象外
(★2) 移動距離に応じて算定、高速道路利用料金も対象

申請について （※1クールごとに申請が必要です）

- 申請期限：可能な限り下記期限までに申請をお願いします

注意 受付可能な最終申請期限 令和9年3月31日（水）

胚移植をされた日	申請期限
～令和8年6月30日	令和8年8月31日まで
令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和8年11月30日まで
令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和9年2月28日まで
令和9年1月1日～令和9年3月31日	令和9年3月31日まで

- 申請方法：オンラインによる申請

スマホだけで申請が完結！

◀ 申請・詳細のご確認は左記QRコードから

- お問合せ：078-362-9230